

PRESS RELEASE

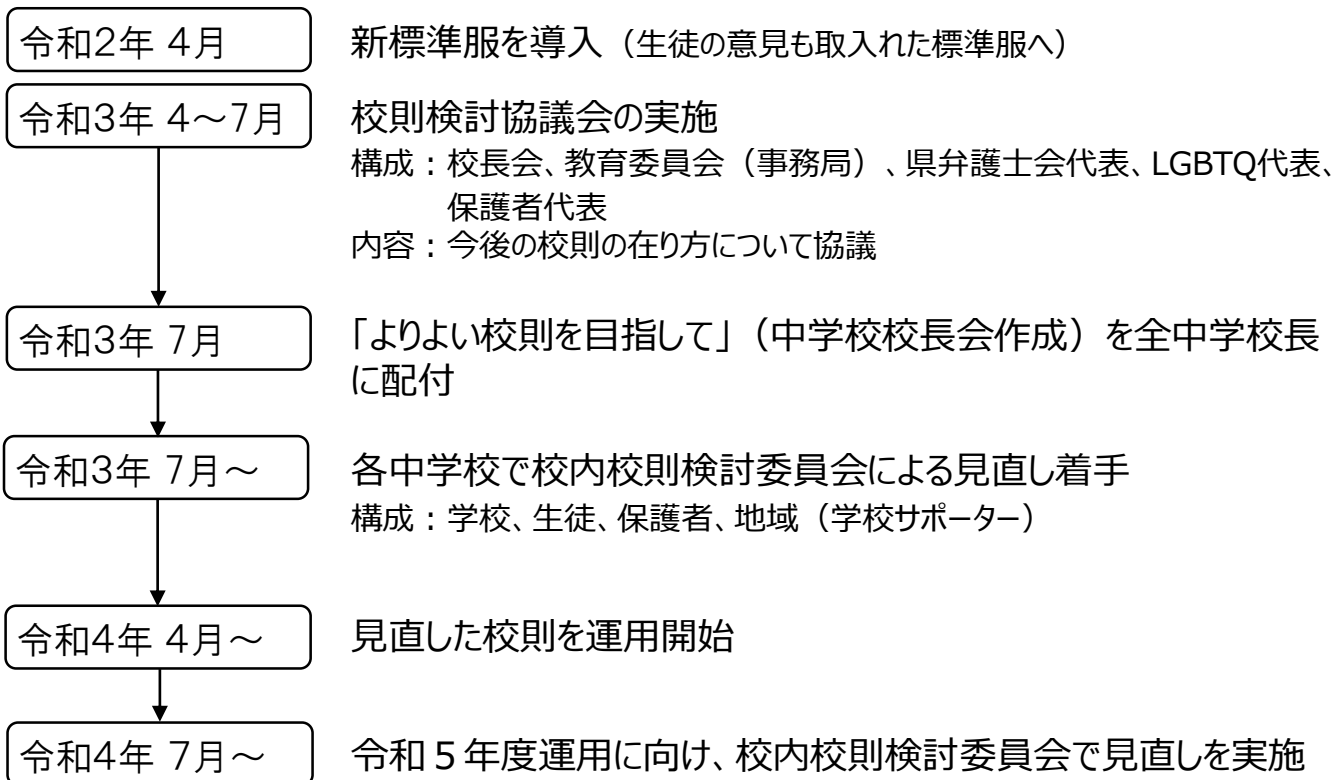
福岡市立中学校の校則見直しについて

令和3年度に教育委員会と福岡市立中学校校長会が設置した「校則検討協議会」において、校則の見直しを進めることをお知らせしておりましたが、この度、概ね校則の見直しが進みましたので、その結果をお知らせいたします。

1 校則の意義（文部科学省より「生徒指導提要」）

- 児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律
- 社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から、校長が制定

2 校則見直しの経緯



3 校則内容の現状

福岡きぼう中を除く69校中

項目	R3	R4	R5予定
制服規定の男女別記載	19校	2校	0校
アンダーウェア用Tシャツの単色指定	13校	1校	0校
頭髪規定の男女別記載	42校	1校	0校
ツーブロックの不可・禁止記載	37校	5校	0校
ポニーテールの不可・禁止記載	6校	3校	0校

すべての中学校で合理的説明ができない校則内容の解消

【校則見直しによる変化】

全ての学校で4年度中に見直しの手続きを完了予定

- 校則に、生徒の意見が反映したことにより生徒の自主性が高まった
- 校則に関して、生徒が主体的に守ろうとする態度が身に付いた

4 国の動向

(1) 令和4年12月、文部科学省が「生徒指導提要」を改訂

- ①生徒が主体的に参加し意見表明することは、教育的意義を有する
- ②生徒や保護者等から意見を聴取した上で定めていくことが望ましい
- ③絶えず見直しを行うことが求められる
- ④学校のホームページ等に公開しておくことが適切

(2) 改訂内容に対する福岡市の現状（令和4年度）

- ①～③・・・対応済み
- ④・・・紙媒体等を含めると公表率は100%（69校/69校）
うち、69校中49校がホームページでの公表に未対応

5 今後の取組

- できるだけ早期に、全校がホームページに校則を掲載し、公表（令和5年3月までに）
- 生徒自身が考え、教師や保護者、地域の方と協働していく取組みを継続して実施



福岡スタンダード～福岡の子どもたちに大切にしてほしいこと～

生活習慣の柱

あいさつ・掃除

学びの柱

自学・とも学

未来への柱

チャレンジ・立志

〈問合せ先〉

○教育委員会指導部 中学校教育課
課長 永野 主税（ながの ちから）
電話 092-711-4639（内線3721）

よりよい校則（生活のきまり）を目指して

令和3年7月

福岡市立中学校校長会

よりよい校則（生活のきまり）を目指して【提案】

福岡市立中学校校長会指導部

1 はじめに

(1) 提案に至る経緯について

令和2年度より、福岡市立中学校は、近年の気温の上昇による暑さ対策や、学校を取り巻く環境の国際化、性的マイノリティの生徒への対応などを背景として、生徒誰もが快適に学校生活を送ることができるよう、新標準服の導入を行った。その結果、従来の詰め襟、セーラー服と同様の校則を新標準服に当てはめることに無理が生じ、各学校において、校則の見直しを行ってきている現状がある。

また、校則に関する世論も高まっており、各学校の状況に応じて制定されていた校則全般について、中学校校長会として福岡市教育委員会等と連携しながら研修を深め、社会の変化に適応し、生徒の人権を尊重した、よりよい校則への見直しについて提示したいと考えた。

(2) 本提案の趣旨について

現在、福岡市内の中学校では、生徒とともに考え作成した新標準服が採用されたことによる校則の見直しや再検討が行われている。そこで、各学校がよりよい校則のあり方について協議・検討を重ねている状況にある今、各学校の校則見直しがよりよいものとなるよう提案するものである。

2 校則とは

- 校則は、学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められている。
- 児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校で定められている。
- 児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要である。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切に指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有している。
- 判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

※生徒指導提要（文科省 平成22年3月）より

このように、校則は生徒がよりよく成長し、社会生活を営むうえでの規範意識を身に付けるために必要なものであり、それは校長の責任の下、各学校の状況に応じて適切に制定されるものである。

3 校則の意義

(1) 「校則は生徒のためのもの」という共通認識

- 文部科学省の生徒指導提要には、校則は「生徒の健全な学校生活」と「生徒のよりよい成長」のための行動の指針と示されており、生徒のためのものであることが明記されている。(生徒を管理するためのものではない)

(2) 校則をとおして目指す生徒の能力や態度

- 自分でよりよいものを選択する力
- 一人ひとりの人権・多様性を尊重する態度
- 社会の一員としての社会規範を遵守する態度

4 校則の見直しにおける留意点

(1) 標準服の基本的な考え方、条件、配慮事項を理解する。

- 生徒誰もが、安心して快適に学校生活を送ることができ、特別な配慮がなくても、自分らしく学校生活を送ることができるもの。
- 暑さ寒さへの対応、動きやすさへの対応、保護者負担軽減への対応。

(2) 生徒の「健全な学校生活」と「よりよい成長」のために以下の点に留意する。

○ 「生徒一人ひとりの人権の尊重」

- ・生まれもった性質（髪色や髪質など）を否定する校則、国籍や性の多様性を尊重できていない校則などは見直しを行う。
- ・自他ともによりよく成長するために、生徒が自己決定する場を大切にする。

○ 「生徒一人ひとりへの健康上の配慮」

- ・暑さ寒さへの対応や、活動しやすさへの対応などに選択の余地がないなど、健康上の問題を生じる恐れがある校則は見直しを行う。

○ 「社会の常識や時代の進展などを踏まえたもの」

- ・今までの慣習にとらわれることなく、時代の進展などを踏まえた校則とし、生徒、保護者が納得できる説明ができるものとする。

(3) 学校に「校則検討委員会」等を設置する。

- ・生徒が校則について自ら考え、校則が自分たちのものであると実感できるよう、生徒や保護者等とともに校則について、話し合い、考える場を設ける。
- ・「校則の意義」をしっかりと確認した上で、細則を検討する。

(4) 文部省の通知の内容を参考にする。

- ① 校則内容の見直しは、継続して取り組むことが大切である。
- ② 思い切った見直しが必要である。
- ③ 生徒が主体的に考えるよう指導することが大切である。

(平成3年4月10日3 初中第三七号 文部省初等中等教育局中学校課長通知)

5 その他

(1) 生活点検について

- 生徒が校則を遵守するために行ってきた教師主導による生活点検については、生徒の人権に配慮したものとなっていたか見直すとともに、その実施方法または実施の有無について十分に校内で協議する。特に、不用意な身体接触を避けることや髪を切るといった強制力を伴う指導をしないよう留意する。

また、きまりを守らせることのみをもって生徒の規範意識を育てるのではなく、生徒自身の自己決定力を育むための取組を推進していく。

(2) 校則の周知について

- 各学校の校則について、生徒や保護者、地域の方に理解と協力を得るために、新入生説明会や学級懇談会、ホームページ、学校だより等を活用し、広く周知する。